

平成28年度実施方針

イノベーション推進部

1. 件名：エネルギー・環境新技術先導プログラム

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第2号及び第9号

3. 背景及び目的

平成25年9月、総合科学技術会議において、攻めの温暖化外交戦略を組み立てるべく、「環境エネルギー技術革新計画」が改定され、この中で、「新たな革新技術のシーズを発掘していくことの重要性」や「ハイリスクだがコストの大幅な引下げや飛躍的なエネルギー効率の向上を達成する創造的な技術を創出する」ため、国が率先して研究開発を行うことの必要性が述べられている。

しかしながら、我が国が、2050年に温室効果ガス半減などの野心的な目標を達成し、エネルギー・環境分野の中長期的な課題を解決していくためには、既存技術の延長では不十分であり、従来の発想によらない革新的な技術の開発や新しいシステムの構築が必要となっている。

特に、実際、太陽光パネルや燃料電池等環境・エネルギー分野の技術・システムは、基礎研究から実用化研究、社会システムへの実装に至るまでに30年以上を要するケースが少なくない。このため、2030年頃までの実用化を目指す国家プロジェクトの推進に加え、「2030年以降も技術で勝ち続ける国」を目指して、今のうちから2030年以降に実用化できる「技術の原石」を発掘し、将来の国際競争力を有する有望な産業技術の芽を育成していくことが重要である。

他方で、近年、企業の研究開発期間は短期化しており、事業化まで10年以上を要する研究開発への着手が困難な状況である。また、国の研究開発プロジェクトも、小規模化・近視眼的な傾向にあるとの指摘がある。こうした状況を放置した場合、将来の国家プロジェクトに繋がる新技術が枯渇していく恐れがある。

このため、本プログラムの実施により、全国の大学・企業等の人材を活用し、地域に密着してシーズ発掘する仕組みを構築するとともに、飛躍的なエネルギー効率の向上や低炭素社会の実現に資する有望な技術の原石を発掘し、将来の国家プロジェクトに繋げていくことを目的とする。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

「環境エネルギー技術革新計画」（平成25年9月改訂）の政策を推進する事業であって、省エネルギー・新エネルギー・CO₂削減等のエネルギー・環境分野において、先導研究を行う事業者から広く研究開発テーマを公募し、将来の国家プロジェクト化への道筋をつけるような革新的で独創的な優れた提案に対し、委託により実施する。公募に際しては、本事業で今後取り組むべき研究開発内容の意見募集（以下「RFI：Request for Information」という。）を行い、対象となる研究開発課題を設定の上、公募を行う。

4. 2 事業方針

<委託要件>

(1) 対象事業者

対象事業者は、次に掲げる要件を満たすことが必要である。

- ① 我が国の法人格を有する民間企業、大学、公的研究機関等が、原則として共同で実施することとし、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有していること。ただし、大学、公的研究機関において、将来的に民間企業等と共同で研究開発を実施し、産業界へ大きなインパクトをもたらす可能性を有する優れた研究開発テーマについては、大学、公的研究機関のみによる実施も認める。
- ② 独立行政法人又は公益法人が民間企業、大学、公的研究機関等と連携体制を構築する場合、他者に比べて優位性を有することを申請書に明記すること。
- ③ 関連分野の開発等に関する実績を有し、かつ、技術開発目標の達成及び技術開発の遂行に必要となる組織及び人員等を有していること。
- ④ 委託事業に係る経理その他事務について、的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- ⑤ 委託業務管理上、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(2) 対象研究開発テーマ

対象研究開発テーマは、省エネルギー・新エネルギー・CO₂削減等のエネルギー・環境分野において、将来の国家プロジェクト化に資する新規性・革新性の高い先導研究であって、公募対象となる研究開発課題に該当すること。

(3) 審査項目

① 技術審査項目

「公募目的及び研究開発課題との整合性」、「研究開発テーマの革新性・独創性」、「研究開発成功時の波及効果・インパクト」及び「研究開発体制・計画の妥当性」。

② 政策・戦略審査項目

「政策・長期ビジョンへの有効性」。

③ 受託事業者要件項目

「研究開発体制」、「受託対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力」及び「経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力」。

<委託条件>

(1) 研究開発テーマの実施期間

原則1年以内とする。ただし、研究内容により最大2年間程度。
なお、大学、公的研究機関のみによる実施は1年以内とする。

(2) 研究開発テーマの規模・NEDO負担率

1億円以内程度/年・件（委託：NEDO負担率100%）
なお、大学、公的研究機関のみによる実施は2千万円を上限とする。

(3) 採択予定件数

予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

(4) 本年度事業規模

約2,150百万円
事業規模については、変動があり得る。

4.3 これまでの事業実施状況

(1) 実績額推移

事業年度	実績額（百万円）
平成26年度	8
平成27年度	3,406

(2) 応募件数及び採択件数推移

	応募件数	採択件数
平成26年度	172件	36件
平成27年度（第1回）	53件	10件
平成27年度（第2回）	73件	20件

(3) 継続・終了実績

事業年度	継続件数	終了件数
平成26年度	36件	0件
平成27年度	46件	20件

5. 事業の実施方式

5. 1 実施スキーム（別紙参照）

5. 2 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDO ホームページ」及び「e-Rad ポータルサイト」で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月前に NEDO ホームページで行う。本事業は、e-Rad 対象事業であり、e-Rad 参加の案内も併せて行う。

(3) R F I の実施

公募開始前に、R F I を行い、公募対象となる研究開発課題を設定するための情報収集を行う。

(4) 公募時期

平成28年9月頃を予定。

(5) 公募期間

原則30日間以上とする。

(6) 公募説明会

川崎ほか主要都市で開催する。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

e-Rad システムへの応募基本情報の登録は必須とする。

外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成委員会により決定する。なお、採択審査委員については、採択結果公表時に公表する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

原則70日間以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDO から申請者に通知する。なお、不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、研究開発テーマの名称を公表する。

5. 4 研究開発テーマ評価に関する事項

(1) 評価の実施

実施期間が1年(12ヵ月)を超える研究開発テーマについては、研究開発開始後10ヵ月程度を経過した時点でステージゲート審査(中間評価)を行い、2年目への延長の可否を判断する。事後評価については研究開発テーマの実施期間終了後に実施する。

(2) 評価項目

①中間評価

「研究開発進捗・成果の妥当性」、「今後の計画・内容の妥当性」及び「政策・長期ビジョンへの有効性」等。

②事後評価

「目標達成度」、「成果の意義・波及効果」、「国家プロジェクト化への道筋の有無」及び「その他課題(体制、法規制等)の把握状況」等。

6. その他重要項目

6. 1 成果の公表

NEDO ホームページ等を通じて、必要に応じ成果の公表を行う。

6. 2 制度評価に関する事項

NEDOは、政策的観点から見た制度の意義、目的達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を実施する。今年度は中間評価を実施し、必要に応じ制度の見直しを迅速に行う。

6. 3 知財マネジメントに係る運用

「エネルギー・環境新技術先導プログラムにおける知財マネジメント基本方針」にしたがって研究開発テーマを実施する(平成26年度新規採択テーマは除く。)

6. 4 基礎的調査の実施

「エネルギー・環境新技術先導プログラム」をより効果的に実施するために必要な調査を行う。

7. スケジュール

7. 1 本年度のスケジュール(予定)

平成28年2月	公募予告、RFIの実施
平成28年9月	公募開始
平成28年9月	公募説明会の開催
平成28年10月	公募締切
平成28年12月	契約・助成審査委員会

平成29年1月

採択決定

7. 2 来年度の公募について

事業の効率化を図るため、平成28年度中に平成29年度公募を開始する。ただし、事業の内容は、別途平成29年度実施方針を定める。

8. 実施方針の改定履歴

平成28年2月 制定

平成28年4月 改定

平成28年9月 改定

(別紙) 事業実施スキームの全体図

「エネルギー・環境新技術先導プログラム」実施スキーム

